

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

**オムロン株式会社**

代表取締役社長 作田久男

## 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ返送くださるか、インターネットウェブサイトより議決権を行使くださるか（別紙の「インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について」ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
  - 報告事項
    1. 第68期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書の報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第68期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 第68期利益処分案承認の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（2ページから3ページまで）に記載のとおりであります。
    - 第3号議案 自己株式取得の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3ページ）に記載のとおりであります。
    - 第4号議案 取締役7名選任の件
    - 第5号議案 監査役2名選任の件
    - 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（6ページから7ページまで）に記載のとおりであります。

〔なお、招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第68期報告書」（2ページから28ページまで）に記載のとおりであります。〕

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 2,374,378個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第68期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添の「第68期報告書」(24ページ)に記載のとおりといたしたいと存じます。

当社は、長期経営構想「グランドデザイン2010」において「企業価値の長期的最大化」を経営目標とし、株主の皆様への適切な利益配分および長期的な収益拡大のための成長を重要な経営課題と位置付けております。したがって、将来の事業拡大に必要不可欠な研究開発費、設備投資などの成長投資のための内部留保を確保したうえで、長期安定配当を維持しつつ、各期の連結業績に応じた利益の配分を行うことを利益配分の基本方針としております。

当期の利益配分につきましては、上記の方針にもとづき、過去最高となった連結当期純利益も勘案し、1株につき14円とさせていただきますと存じます。

なお、さきに1株当たり10円の間配当金をお支払しておりますので、年間配当金は前期より4円増額の1株当たり24円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことにより、電子公告制度の導入が可能になりました。これに伴い、公告の利便性の向上および公告掲載費用の節減のため、公告の方法の規定を変更するものであります。
- (2) 平成元年6月22日に発行いたしました第3回無担保転換社債が、平成16年9月30日に満期償還となったことにより、当社が発行する転換社債がなくなりました。これに伴い、転換社債の転換の時期に関する規定を削除するものであります。
- (3) その他、目的を達成した附則につきこれを削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p><u>第43条 転換社債の転換により発行する株式に対する最初の株主配当金および中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなし、これを支払う。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(<u>附則</u>)</p> <p><u>第32条第1項の規定にかかわらず、平成14年4月1日に始まる決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u></p> <p><u>第8条の規定ならびに第9条および第10条の変更は、平成16年7月1日より効力を生ずるものとする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>

### 第3号議案 自己株式取得の件

経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、商法第210条の規定にもとづき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式400万株、取得価額の総額100億円を限度として取得することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となります。

当社は、透明性の高い経営を目指し、執行役員制度を導入して経営監視と業務執行を分離するとともに、社外取締役を招聘し経営監視機能の強化を行ってまいりました。今回、社外取締役 井上礼之氏に重任いただくとともに、社外取締役 橋本昌三氏の退任に伴い、新たに日本アイ・ビー・エム株式会社 北城恪太郎氏を経営陣に迎え、引き続きコーポレートガバナンスの強化・充実をはかってまいります。

つきましては、新任取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数
1	たて いし よし お 立 石 義 雄 (昭和14年11月1日)	昭和38年4月 当社入社 昭和48年5月 取締役に就任 昭和51年6月 常務取締役に就任 昭和58年6月 専務取締役に就任 昭和62年6月 代表取締役社長に就任 平成15年6月 代表取締役会長に就任(現任) 〔株式会社ヒューマンルネッサンス研究所代表取締役会長〕 〔株式会社けいはんな代表取締役社長〕	903,000株
2	さく た ひさ お 作 田 久 男 (昭和19年9月6日)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 取締役に就任 平成11年6月 取締役退任 執行役員常務 経営戦略室長に 就任 平成13年6月 執行役員専務 エレクトロニクスコンポー ネンツビジネスカンパニー社長に就任 平成15年6月 代表取締役社長に就任(現任)	17,000株
3	あけ ち しん ご 明 致 親 吾 (昭和19年3月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成7年6月 取締役に就任 平成11年3月 人事総務本部長に就任 平成11年6月 取締役退任 執行役員常務に就任 平成13年6月 執行役員専務 人事本部長に就任 平成15年6月 執行役員副社長 人材マネジメント室長に就任 平成16年6月 取締役副社長に就任(現任)	11,600株
4	たて いし ただ お 立 石 忠 雄 (昭和19年3月5日)	昭和41年4月 当社入社 平成3年6月 取締役に就任 平成7年6月 常務取締役に就任 平成11年3月 ソーシャルシステムズビジネスカンパニー 社長に就任 平成11年6月 取締役退任 執行役員専務に就任 平成13年6月 専務取締役に就任 平成16年6月 取締役副社長に就任(現任)	883,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する 当社株式の数
5	やま した つかさ 山 下 牧 (昭和21年11月25日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年9月 技術本部中央研究所長に就任 平成9年6月 取締役就任 平成11年6月 取締役退任 執行役員常務に就任 平成14年6月 技術本部長に就任 平成16年6月 執行役員専務に就任(現任)	13,000株
6	いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之 (昭和10年3月17日)	昭和32年3月 ダイキン工業株式会社入社 昭和54年2月 同社 取締役に就任 昭和60年2月 同社 常務取締役に就任 平成元年6月 同社 専務取締役に就任 平成6年6月 同社 代表取締役社長に就任 平成7年5月 同社 代表取締役会長兼社長に就任 平成8年6月 同社 代表取締役社長に就任 平成14年6月 同社 代表取締役会長兼CEOに就任(現任) 平成15年6月 当社 取締役に就任(現任) 〔ダイキン工業株式会社代表取締役会長兼CEO〕	3,000株
7	きた しる かく た ろう 北 城 恪 太 郎 (昭和19年4月21日)	昭和42年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 昭和61年3月 同社 取締役に就任 昭和63年3月 同社 常務取締役に就任 平成元年3月 同社 専務取締役に就任 平成3年3月 同社 取締役副社長に就任 平成5年1月 同社 代表取締役社長に就任 平成11年11月 IBMアジア・パシフィック プレジデント兼務 平成11年12月 IBMアジア・パシフィック プレジデント兼 日本アイ・ピー・エム株式会社 代表取締 役会長に就任 平成15年3月 日本アイ・ピー・エム株式会社 代表取締 役会長に就任(現任) 〔日本アイ・ピー・エム株式会社代表取締役会長〕	4,000株

- (注) 1. 印は新任取締役候補者であります。  
2. 取締役候補者のうち、井上礼之氏および北城恪太郎氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
- (当社との特別の利害関係)
1. 取締役候補者立石義雄氏は財団法人関西化学術研究都市推進機構の理事長をつとめており、当社は同財団に寄付を行っております。
  2. 取締役候補者立石義雄氏は株式会社けいはんなの代表取締役社長をつとめており、当社は同社と研究施設の賃貸借契約を結んでおります。
  3. 取締役候補者作田久男氏は社団法人日本電気制御機器工業会の会長をつとめており、当社は同工業会へ加入し年会費の支払い等を行っております。
  4. 取締役候補者井上礼之氏は、ダイキン工業株式会社の代表取締役会長兼CEOをつとめており、当社と同社の間には、製品の販売等の取引関係があります。
  5. 取締役候補者北城恪太郎氏は、日本アイ・ピー・エム株式会社の代表取締役会長をつとめており、当社と同社の間には、情報システムの運用委託、コンサルティング等の取引関係があります。
  6. 他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 尾迫勉氏および千森秀郎氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する 当社株式の数
1	尾 迫 勉 (昭和23年1月27日)	昭和42年2月 当社入社 平成11年6月 品質・環境本部長に就任 執行役員常務に就任 平成14年6月 執行役員常務退任 監査役に就任(現任)	8,000株
2	千 森 秀 郎 (昭和29年5月24日)	昭和58年4月 弁護士登録・大阪弁護士会所属(現在) 平成14年5月 弁護士法人 三宅法律事務所(現任) 平成14年6月 当社 監査役に就任(現任)	5,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 千森秀郎氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

## 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定にもとづき、以下のとおり、当社の取締役および執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

- 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社取締役の経営意欲および当社執行役員の業務遂行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大を図り、株主価値の高揚に資することを目的として、以下の要領に記載のとおり、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 新株予約権割当の対象者  
当社の取締役および執行役員に対し割り当てるものといたします。ただし、社外取締役を除くものとします。
- 新株予約権発行の要領
  - 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式225,000株を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
  - 発行する新株予約権の総数  
2,250個を上限とする。  
(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、つぎにより決定される 1 株あたりの払込金額に、(2) で定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株あたりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、つぎの算式により 1 株あたりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および改正前の商法にもとづき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、つぎの算式により 1 株あたりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株あたり払込金額」を「1 株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは執行役員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

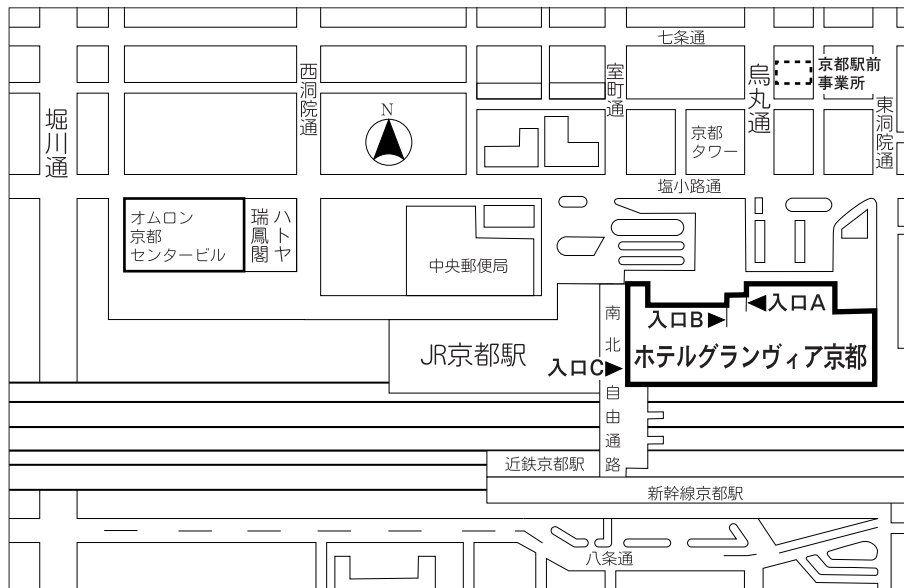
(7) 新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

以上

## < 株主総会会場ご案内図 >

会場 京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都（3階「源氏の間」）



- ホテルグランヴィア京都（株主総会会場）は、JR京都駅に直結しております。
- ホテル正面（1階）よりお越しの株主さまは入口Aから、  
烏丸中央改札口よりお越しの株主さまは入口Bから、  
南北自由通路よりお越しの株主さまは入口Cから、  
ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、  
エスカレーターにて3階「源氏の間」までお越してください。
- なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、  
できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

**OMRON**

ホームページアドレス <http://www.omron.co.jp>